

定 款

公益社団法人 愛媛県畜産協会

公益社団法人愛媛県畜産協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益社団法人愛媛県畜産協会（以下「協会」という。）という。

(事務所)

第2条 協会は、主たる事務所を愛媛県松山市に置く。

2 協会は、理事会の決議によって、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 協会は、農業者等の畜産経営の発展を図るとともに、良質な畜産物の生産と安定的供給に貢献し、もって畜産の振興に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 畜産経営安定のための家畜及び畜産物に係る価格差補填事業並びにこれに付帯する事業
- (2) 肉用子牛生産安定等特別措置法に基づく生産者補給金の交付に関する事業及びこれに付帯する事業
- (3) 畜産の生産振興及び畜産経営体に対する経営技術の指導に関する事業
- (4) 家畜の伝染性疾病の予防及び衛生に関する事業
- (5) 家畜の登録業務及び家畜の予防接種に関する事業
- (6) 会員が行う畜産に関する事業の強化のための研修会及び交流会並びに消費者に対する畜産事業の理解醸成等に関する事業
- (7) その他協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、愛媛県内で行う。

第3章 会員

(協会の構成員)

第5条 協会に次の会員を置く。

- (1) 正会員 次のいずれかに該当するものであって、協会の目的に賛同したもの
- ア 愛媛県内において乳用牛、肉用牛、豚、鶏又はみつばちを飼育しているもの
 - イ 愛媛県の区域の全部又は一部の区域を地区とする農業協同組合又は農業協同組合連合会
 - ウ 愛媛県の区域内に従たる事務所を有する全国の区域の全部又は一部の区域を地区とする農業協同組合連合会
 - エ 愛媛県の区域の全部又は一部の区域を地区とする農業共済組合又は農業共済組合連合会
 - オ 愛媛県農業協同組合中央会
 - カ 畜産の振興に寄与することを目的とする法人又はこれに準ずる団体
 - キ その他愛媛県内の農業者の組織する団体
 - ク 愛媛県
 - ケ 愛媛県内の市町
- (2) 賛助会員 協会の事業を賛助するため入会したもの
- 2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 協会の会員になろうとするものは、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、正会員は、総会において別に定める額を支払う義務を負う。

- 2 前項の規定にかかわらず、総会において承認されたものについては、会費の納入を免除することができる。
- 3 協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、賛助会員は、総会において別に定めるところにより賛助会費を納入しなければならない。
- 4 会費及び賛助会費については、その2分1以上は公益目的事業のために、残余はその他の事業及び管理費用のために充当するものとする。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも

も退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規程に違反したとき。
- (2) 協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払い義務を正当な理由無く1年以上履行しなかったとき。
- (2) 総正会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 会員が既に納入した会費その他の抛出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 14 条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後 3 箇月以内に 1 回開催するほか、必要ある場合に開催する。

(招集)

第 15 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 10 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第 16 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、正会員 1 名につき 1 個とする。

(決議)

第 18 条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第 23 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面等による決議)

第 19 条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、直前の業

務時間終了までに書面、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

(決議の省略)

第 20 条 理事又は正会員が総会の目的である事項につき提案した場合において、当該提案につき正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 21 条 理事がすべての正会員に対して総会に報告すべき事項を通知した場合において、当該事項を総会へ報告することを要しないことにつきすべての正会員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 22 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその総会において選出された議事録署名人 2 人以上が、記名押印をしなければならない。

第 5 章 役員 等

(役員を設置)

第 23 条 協会に次の役員を置く。

(1) 理事 15 名以上 20 名以内

(2) 監事 3 名以内

2 理事のうち 1 名を会長、3 名を副会長、1 名を専務理事とする。また、必要があれば理事の中から常務理事 1 名を置くことができる。

3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第 91 条第 1 項第 2 号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第 24 条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選任する。

(理事の職務及び権限)

第 25 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、協会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、理事会で別に定めるところにより、協会の業務を分担執行する。
- 5 常務理事は、会長、副会長及び専務理事を補佐する。
- 6 会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 26 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告書を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 27 条 理事及び監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第 23 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 28 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(顧問及び参与)

第 29 条 協会に任意の機関として顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が理事会の決議を得て委嘱する。
- 3 顧問及び参与は、会長の諮問に応じるほか、協会の理事会に出席して意見を述べることができる。

4 顧問及び参与の人数、任期、解任、報酬等は理事会の決議により別に定める。

(役員報酬等)

第30条 理事及び監事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(損害賠償責任の免除)

第31条 協会は、役員が法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第32条 協会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選任及び解職

(権限委任の禁止)

第34条 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な使用人の選任及び解任
- (4) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
- (5) 内部管理体制の整備（理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他協会の業務の適正を確保するために必要な体制の整備）
- (6) 第31条に基づく役員が損害賠償責任の免除

(招集)

第35条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けた時又は、会長に事故がある時は、副会長が理事会を招集する。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長とする。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 委員会

(委員会)

第39条 協会に事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議により委員会を置くことができる。

2 委員会の運営等に関し必要な事項は、理事会において定める。

第8章 財産及び会計

(事業年度)

第40条 協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第41条 協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所及び従たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第42条 協会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、また、従たる事務所に3年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所及び従たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第43条 会長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

第9章 基金

(基金の設立)

第44条 協会は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 抛出された基金は、協会が解散するまで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、法人法第236条の規定に従い、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第10章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第46条 協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第47条 協会が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第48条 協会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 公告の方法

(公告の方法)

第49条 協会の公告は、電子公告により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、愛媛県において発行する愛媛新聞に掲載する方法による。

第12章 事務局

(事務局)

第50条 協会に事務局を置き、事務局長及び所要の職員を置く。

- 2 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 3 事務局の組織、運営に関し必要な事項については、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 協会の最初の代表理事は石川迪士とする。
- 3 協会の最初の業務執行理事は大本健路とする。
- 4 整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第40条の規定にかかわらず、解散の登記の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。